

## 第2章 環境の状況と対策

### Ⅱ 安心、安全な生活環境と生物の多様性が確保された自然共生社会づくり

#### 第5節 恵み豊かな川との共生と水環境の保全

##### 目標と進捗状況

指標	目標設定時	直近値	最終目標値
SAITAMA リバーサポーターズの個人サポーター数（累計）	0人 (R2年度末)	13,018人 (R4年度末)	24,000人 (R8年度末)
生活排水処理率	93.1% (R2年度)	93.7% (R4年度)	100.0% (R8年度)
環境基準* (BOD*) を達成した河川の割合	95% (R2年度)	95% (R4年度)	100% (R8年度)
1年間の地盤沈下量が2cm以上の地域の面積	0m <sup>2</sup> (R2年度)	0m <sup>2</sup> (R4年度)	0m <sup>2</sup> (R8年度)

## 主な実施施策

### 1 水辺空間の保全と共生

#### ■ 県民・企業と連携した水辺空間の活用

##### ・ SAITAMA リバーサポーターズプロジェクト\* の推進

川の保全や川との共生に向け、地域で川の再生に取り組む「川の国応援団\*」に加え、個人と企業の参画を得て連携を強化し、活動の活性化を図るため、「SAITAMA リバーサポーターズプロジェクト」を推進しています。

若い世代の参画を促進するとともに、企業活動を仕組みに取り入れることで、豊かな川や緑の保全の実効性や持続性を確保していきます。

令和4年度からは、「日頃から川に行く機会がある方」を対象に取組を拡大しました。

「リバチャリ」では、サイクリングで川に行く方を対象に、自転車メーカーの企業サポーターなどと連携し、リバチャリの手引きを作成しました。

また、「リバ犬（いぬ）」では、川沿いで犬の散歩をする方を対象に、SNSを活用したフォトコンテストなどを実施しました。

個人サポーターには、令和4年度末で13,018人が登録しています。

**リバチャリ**      **リバ犬**

#### ■ 川との共生に取り組む地域団体などへの活動支援

「川の国応援団」には令和4年度末で764団体が登録し、県内全ての市町村で、河川清掃、環境学習、水質調査、生物調査などの活動を行っています。

活動資機材の提供や貸出し、「川の国応援団」相互の交流と情報共有を目的とした「川の再生交流会」の開催などにより活動を支援しています。

図5-1 SAITAMA リバーサポーターズプロジェクト概要図

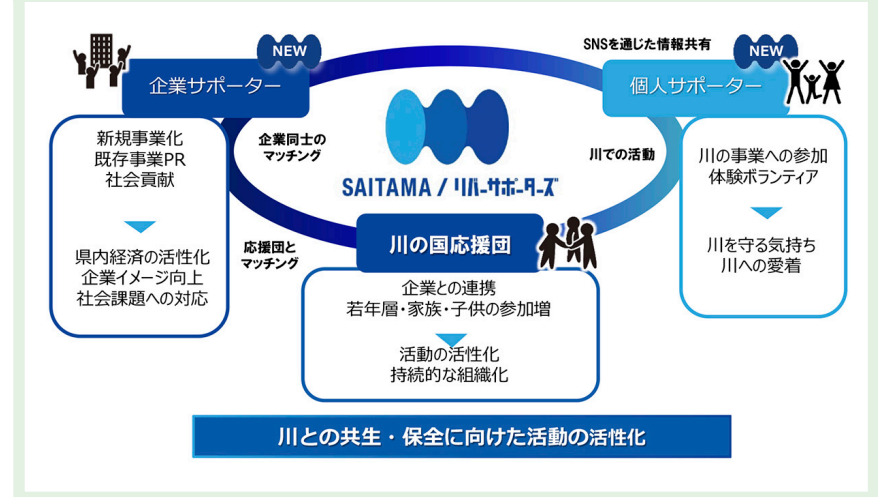


写真5-1 企業サポーターと川の国応援団の連携イベント

■ 下水道、農業集落排水\* などの生活排水処理施設\* の整備や合併処理浄化槽\* への転換の促進

・ 下水道などの整備の促進

令和4年度末の下水道普及率は、83.2%となりました。

県の流域下水道では、東京湾の赤潮や青潮の原因となる窒素やりんを低減するため、下水処理の高度処理化を進めてきました。令和元年度には従来型の水処理施設に対する段階的の高度処理の工事が完了し、東京湾に注ぐ流域下水道で段階的の高度処理を含む高度処理率100%を達成しています。

・ 単独処理浄化槽などから合併処理浄化槽への転換促進

単独処理浄化槽やくみ取り便槽を使用している家庭からの生活雑排水は、河川の汚濁原因の約5割を占めています。河川の水質改善のためには、単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽への転換を進めることが必要不可欠です。

そこで、合併処理浄化槽の設置を行う市町村や個人を支援し、合併処理浄化槽の転換を促進しています。

■ 浄化槽台帳を活用した適正な維持管理の促進

浄化槽が十分に機能を発揮するためには、

図5-2 埼玉県と全国の下水道普及率の推移

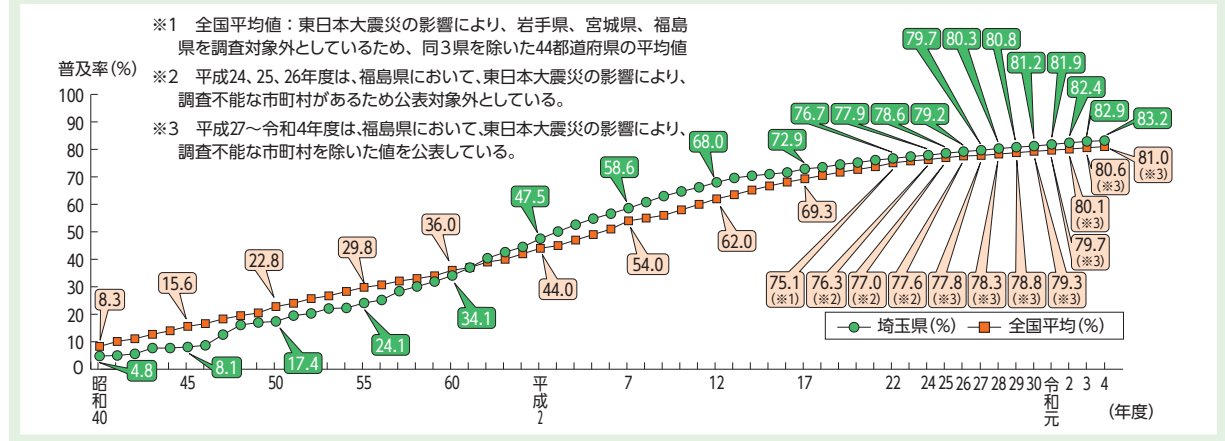


図5-3 生活排水処理人口・生活排水処理率の推移

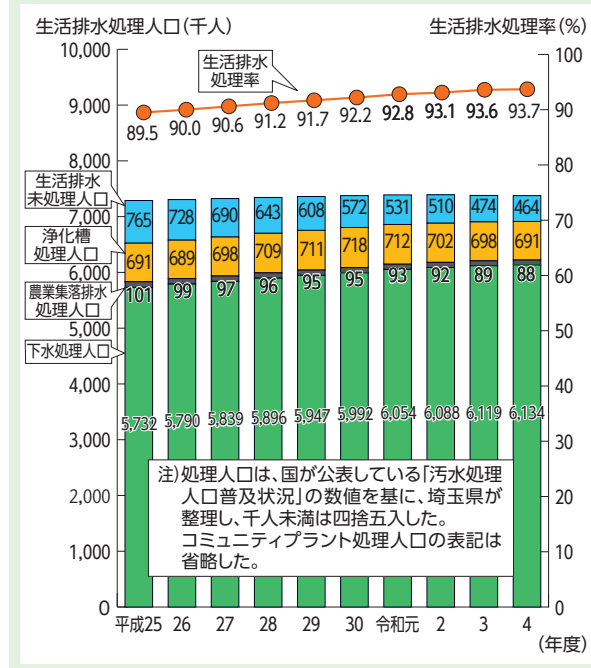
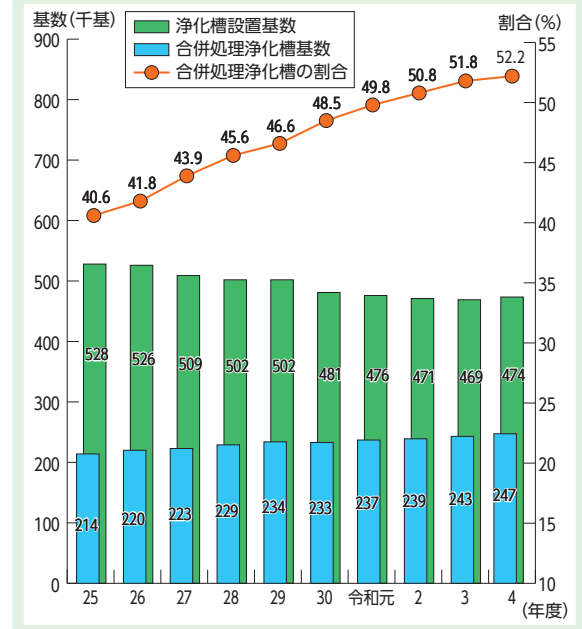


図5-4 浄化槽設置基数と合併処理浄化槽基数の割合



適切な維持管理が不可欠です。そこで、浄化槽管理者に対し保守点検、清掃の実施と法定検査（定期検査）の受検の啓発・指導を行うとともに、浄化槽保守点検業者に対し、指定研修機関が行う研修の受講を義務付けています。

浄化槽法の一部改正により、県に浄化槽台帳の作成と維持管理情報の台帳への入力に義務付けられたことを受け、それらのデータをデジタル化して取り込む台帳システムを整備し、運用を開始しました。

### ■ 非かんがい期の農業用水路などへの通水の実施

非かんがい期（10月～3月）は農業用水の通水量が少なくなるため、河川や農業用水路の水環境は悪化します。このため、河川管理者との調整により通水量を確保し、非かんがい期の水環境の改善に取り組んでいます。

### ■ 豊かな水と緑を育む河川環境の整備

自然や生物、景観に配慮した河川整備として、護岸の修繕に合わせて、生物の生息に配慮した水際の整備を行い、地域に親しまれる水辺空間づくりを推進しています。

また、河川や調節池において、地域住民等による美化活動等と連携して、水の濁りや悪臭の原因となる土砂やごみ等の撤去を実施しています。

### ■ 水辺空間の生き物に関する情報収集・発信

#### ・ 県内河川の魚類の環境DNA調査

糞や代謝物等を通じて水生生物から放出されて環境中に漂う遺伝子（環境DNA）を分析することで、そこに生息する生物の種類等を調べることができます。

令和4年度末までに、県内河川の63地点で魚類の環境DNA調査を行い、県内河川に生息する魚類の種類やその分布状況をホームページに公開しています。

## 2 公共用水域\*・地下水及び土壌の汚染防止

### ■ 水質・土壌などの汚染の監視（常時監視）

人の健康を保護し、生活環境の保全を図っていくためには、公共用水域や地下水の状況を把握することが重要です。令和4年度は44河川94地点、3湖沼3地点及び地下水85地点で水質の常時監視を行いました。

BOD\* 環境基準\* 達成率の推移をみると、平成15年度の78%から令和4年度には95%と、着実に改善されています。引き続き、生活

排水対策と合わせ、産業系排水の負荷を低減することにより、水質の向上を図ることが必要です。

■工場・事業場に対する規制遵守指導及び土壌・地下水の汚染拡散の防止

①工場・事業場に対する規制遵守指導

排水を適正に排出させるため、濃度規制を行っています。水質汚濁防止法の特定施設を設置している工場・事業場（特定事業場）と、埼玉県生活環境保全条例の指定排水施設を設置している工場等（指定排水工場等）を対象に排水に含まれる汚濁物質の排水基準を守るよう指導しています。

また、東京湾への流入汚濁負荷量を削減するため、総量規制を行っています。規制対象事業場に対しては、汚濁負荷量の自主測定結果の報告を求めるなど、総量規制基準を守るよう指導しています。

②土壌・地下水の汚染拡散の防止

土壌汚染対策法及び埼玉県生活環境保全条例に基づき汚染拡大の防止を図りました。その結果、令和4年度は要措置区域等について30か所指定を行いました。

また、地下水汚染を未然に防止するため、水質汚濁防止法の有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設を設置している工場等に施設の構造等基準を遵守するよう指導しました。

図5-5 BOD環境基準達成率の推移

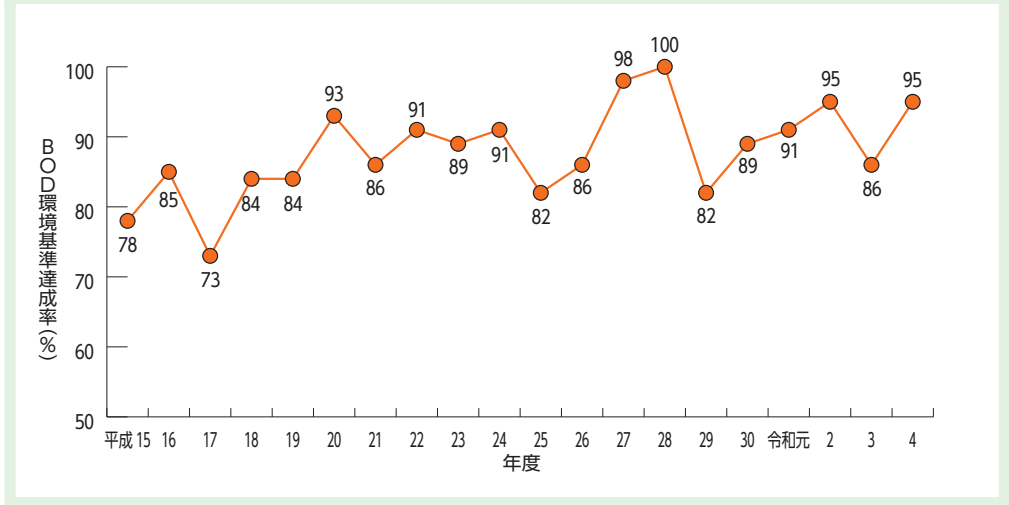


図5-6 土壌汚染の状況

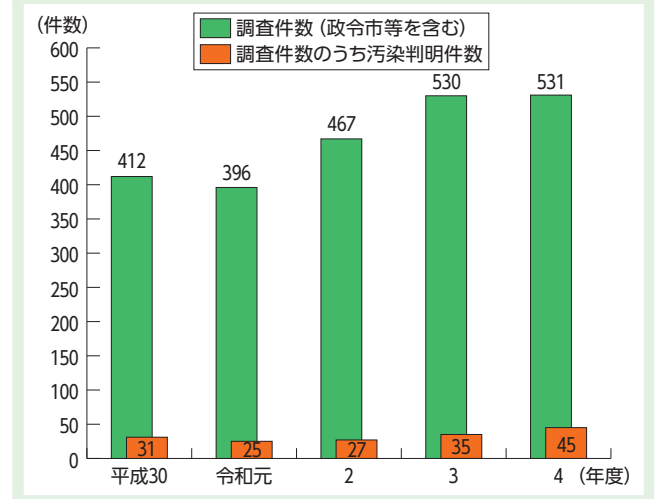


表5-1 特定事業場数等及び立入検査状況\*

	届出数	規制対象数	立入検査数	排水検査数	排水基準超過数
特定事業場	8,305	3,042	1,633	1,283	161
指定排水工場等	195	195	106	87	16
合計	8,500	3,237	1,739	1,370	177

\*政令市等含む

### ■ 異常水質事故対策の推進

有害物質等の公共用水域\*への流出事故による人の健康及び生活環境に係る被害の発生を防止するため、事業者に対しチラシを配布するなどして未然防止対策を促しました。併せて、万が一異常水質事故が発生した場合は関係機関との連携による事故状況の把握や原因調査、現場対応などを迅速かつ適切に行い、新たな汚染の防止や被害の拡大を防止しました。

## 3 水循環の健全化と地盤環境の保全

### ■ 観測や規制の的確な運用等による地盤沈下防止対策の推進

地盤沈下を防止するため、埼玉県生活環境保全条例等に基づき地下水の採取規制の遵守徹底を図りました。

また、地盤変動及び地下水位の変化を把握するため、水準測量及び観測所での地盤変動や地下水位の監視を行っています。

地盤沈下対策は関東平野全体で取り組む必要があるため、これらの調査結果は、国及び周辺都県と情報を共有しています。

### ■ 健全な水循環構築に向けた取組の実施

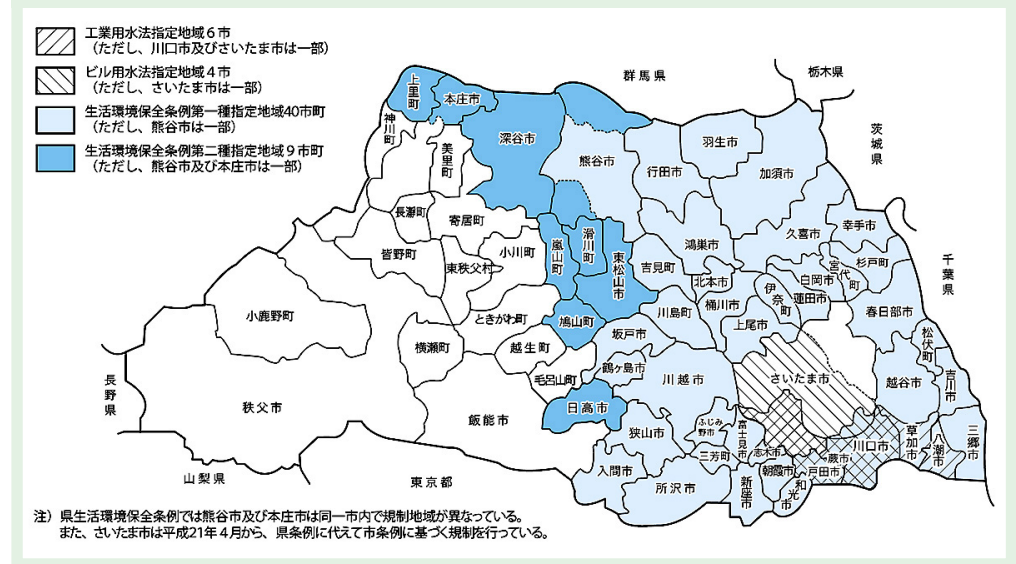
健全な水循環を維持・回復するため、国や事業者などと連携し、水の貯留・涵養機能<sup>かんよう</sup>を有する森林、河川、農地、都市施設の整備などを進めるとともに、水の適正かつ有効な利用を図る取組を推進しています。

### ■ 河川表流水による水道用水供給事業及び工業用水道事業の実施

水道用水供給事業及び工業用水道事業の実施により、地下水から河川表流水への水源転換を図っています。

令和4年度は、水道用水供給事業では55団体（58市町、茨城県五霞町を含む。年度末現在）に6億3,692万m<sup>3</sup>/年を、工業用水道事業では149事業所（年度末現在）に3,822万m<sup>3</sup>/年を供給しました。

図5-7 地下水採取規制図（令和5年3月31日現在）



### ■ 雨水利用など水の効率的・合理的利用の促進

水の有効利用のため、雨水や一度使った水を処理して、トイレの洗浄水や散水などに利用する雨水・再生水利用のPRに努めました。令和4年3月末現在の雨水・再生水利用施設数は668施設（令和4年度全国水需給動態調査）で、そのうち約9割は雨水を利用しています。

### ■ 既存住宅への雨水貯留浸透施設の整備及び透水性アスファルト舗装による歩道整備

流域整備計画に基づく総合的な治水対策の一環として各戸貯留浸透施設の整備を進めることで、河川の洪水を防止し、水循環の健全化を図っています。

また、雨天時に歩行者が快適に歩行できるよう透水性アスファルトの舗装を推進し、地下水の涵養を図っています。